

子育て環境の充実

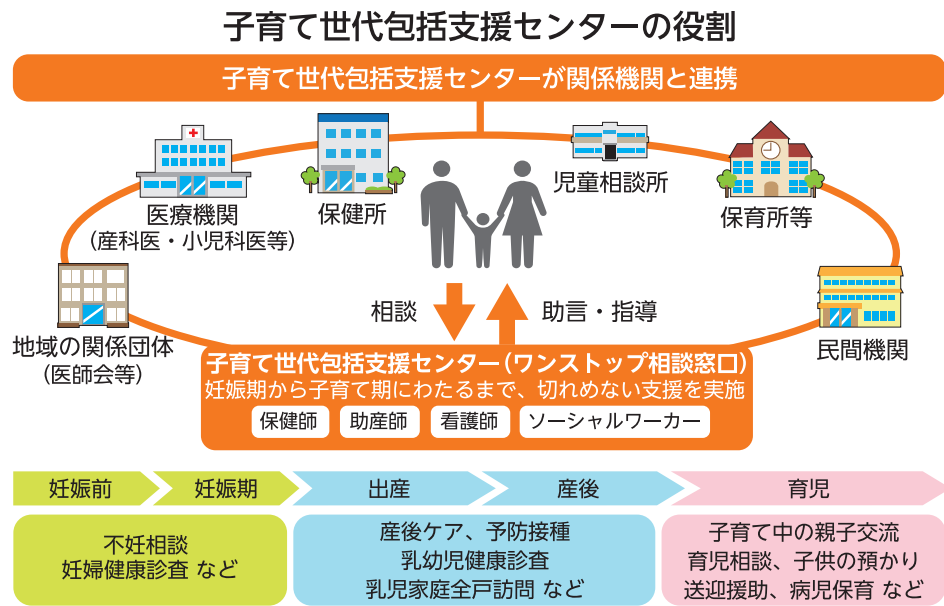
こそだ

かんきょう

じゅうじつ

子育て世代包括支援センター

市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」では、妊娠期から子育て期にわたるまで、保健師や助産師などの専門職による総合的な相談支援をワンストップで受けることができます。



ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が共に会員となり、地域において相互に助け合う事業です。センターでは、会員の募集・登録、相互援助活動の調整などを行っています。



お話を伺いました

おのみなとこども食堂
岡 定紀さん

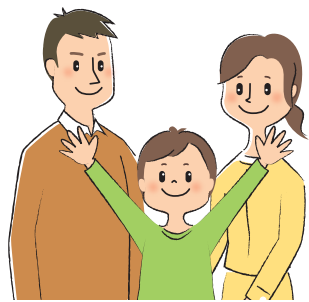


子供だけでなく保護者、地域の大人、高齢者など誰もが参加できる食堂をしています。参加する子供は小中学生までが多いですが、高校生、大学生になると手伝ってくれます。中にはボランティア実習として授業に取り入れてくれる学校もあります。子供も年上のお兄さん、お姉さんと一緒に遊んだり、宿題をしたり、皿洗いをしたりと楽しい時間を過ごしています。保護者同士は自然と子育てについて会話をするなどリラックスした時間を過ごされますし、高齢者も来てくれるので多世代交流にもなります。人と人との繋がりが希薄な昨今、子供は地域を繋げてくれる存在だと改めて感じています。そして普段からの繋がりがこそ、災害など非常時に迅速な助け合いに繋がるのだと思います。

里親制度

さまざまな事情で家族と離れて暮らす子供が、県内に約400人います。そうした子供たちを、温かい愛情と正しい理解を持って家族に代わって子供を養育していただける方を「里親」といいます。

里親に興味がある、里親として子供を育てたいという方は、お気軽にご相談ください。



里親の種類

親族里親	専門里親	里親	養育里親
実親が養育できない場合、祖父母などの親族が子供を養育する	虐待や非行、障害等の理由により、専門的な支援を必要とする子供を養育する	養子縁組により、子供と法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する	さまざまな事情により家族と暮らせない子供を一定期間、自分の家庭で養育する

里親委託後の支援

- ① 子供の養育に必要な経費が毎月支給されます。
- ② 支援者が里親家庭へ訪問し、相談に応じます。
- ③ 里親の一時的な休息（レスパイト）の制度があります。

児童虐待の防止

児童虐待とは、子供の心身を傷つけ、健やかな成長に影響を及ぼす行為です。「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります。児童虐待かとも思ったら、すぐに児童相談所などにご連絡ください。

子供や保護者がこんなサインを出しているかもしれません

- 子供からのサイン
 - ・表情が乏しい
 - ・落ち着きがなく乱暴になる
 - ・家に帰りがたがらない など
- 保護者からのサイン
 - ・感情や態度が変化しやすい
 - ・子供の普段の様子を語らない
 - ・小さな子供を置いて、よく出かける など

児童虐待とは

- 身体的虐待**
 - ・なぐる、ける、投げ落とす
 - ・やけどを負わせる
 - ・家の外に閉め出す など
- 性的虐待**
 - ・性的行為をする
 - ・ポルノグラフィの被写体にする
 - ・ポルノビデオを見せる など
- ネグレクト**
 - ・家に閉じ込める
 - ・食事を与えない
 - ・病院に連れて行かない など
- 心理的虐待**
 - ・言葉で脅す
 - ・無視する
 - ・きょうだい間で差別する など

お悩み相談 受け付けています

児童相談所無料ダイヤル

虐待対応 **189**
相談専用 ☎0120-189-783
相談時間：毎日 24時間

児童相談所

開設時間：月～金曜 9:00～17:45
※すべて年末年始、祝日を除く

県子ども・女性・障害者相談センター
（中央児童相談所） ☎073-445-5312
和歌山市毛見1437-218

県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588
田辺市新庄町3353-9

県紀南児童相談所新宮分室
☎0735-21-9634
新宮市緑ヶ丘2-4-8

和歌山児童家庭支援センターきずな

☎073-460-8044
和歌山市つつじが丘7-2-1
開設時間：月～金曜 9:00～18:00

里親支援機関

里親支援センター「なでしこ」

☎0736-69-1004
岩出市中迫667-1

里親支援センターほっと

☎0739-34-2735
田辺市城山台5-1

医療相談窓口

子ども救急相談ダイヤル

夜間・休日に子供が急病になった時に、すぐに病院に行ったほうがいいのか、それとも様子を見て大丈夫か、看護師（必要に応じて医師）が相談に応じます。

☎#8000（プッシュ回線・携帯電話）

☎073-431-8000

（ダイヤル回線・IP電話）

相談時間：平日 19:00～翌朝9:00
土・日・祝・年末年始
（12/29～1/3）
9:00～翌朝9:00

子供食堂

子供食堂は、子供たちが安心して地域の大人とかわり、社会性を育む場として、また、学校でも家庭でもない第三の居場所として、重要な役割を担っています。

県では、食事を提供するとともに、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援しています。